小売販売事業者の皆さまへ

令和4年12月から

水産流通適正化法※がスタートします。

※ 「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

目的

加工、流通段階で違法な漁業(密漁)に由来する水産物を排除する仕組を構築することで、国内において違法に採捕された水産物(アワビ、ナマコ)の流通を防止

効果

違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われることとなり、流通事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上や取引の円滑化に寄与

□漁獲番号等の確認

「アワビ」、「ナマコ」やその加工品を入荷(仕入) する際には、仕入先から漁獲番号又は荷口番号等の 伝達を受けてください。

なお、消費者へ提供する際には

漁獲番号等を伝達する必要はありません。

□ 伝票を受領

「アワビ」、「ナマコ」やその加工品を入荷(仕入) した際には、伝票類(納品書、請求書等)を受領して ください。

□ 3年間保存

受領した伝票類(納品書、請求書等)は3年間保存してください。





□ 譲受けの記録の作成・保存	
□ 受領した伝票等についての確認事項	
実際の取引において取り交わされる伝票類(納品書、請求書等)において、 下記に掲げる事項が記載されていれば、それを3年間保存しておくことで、 記録・保存の義務を果たしたことになります。	
□ 伝票類(納品書、請求書等)の内容の確認	
□ 名称□ 重量又は数量□ 年月日□ 取引先名□ 漁獲番号*1又は荷口番号*2	(取引において通常用いている名称) (取引において通常用いている単位) (譲受けした年月日) (仕入先の氏名又は名称) (輸入品又は養殖物の場合は、その旨)
※1 漁獲番号とは、アワビ、ナマコを適法に採捕する権限を有する採捕者が、アワビ、ナマコを流通事業者等に譲り渡す際に当該アワビ、ナマコの取引に附番する16桁の番号です。 ※2 荷口番号とは、アワビ、ナマコやその加工品の流通事業者等が、荷口の統合や小分けを行う際に、伝達を受けた複数の漁獲番号に代えて取引に附番する16桁の番号です。 ③ 消費者以外(事業者)への販売がある場合	
□ 事業者間の情報の伝達 ^{※3} 他の取扱事業者にアワビ、ナマコやその加工品を譲渡し又は引渡しをする場合は、下記に掲げる事項を伝達する必要があります。	
□ 重量又は数量□ 年月日□ 取扱事業者名	(取引において通常用いている名称) (取引において通常用いている単位) (譲渡し又は引渡しをした年月日) (譲渡し又は引渡しをした取扱事業者の氏名又は名称) (輸入品又は養殖物の場合は、その旨)
□ 譲渡しの記録の作成・保存 上記に掲げる事項(取扱事業者名については、取引先名)の伝票類(納品書、 請求書等)を作成・保存することで、記録の作成・保存の義務を果たしたこと になります。	
□ 取扱事業者の届出 ^{※4} アワビ、ナマコやその加工品を販売、輸出、加工、製造又は提供する事業者は、事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地等を、農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を使用して、行政庁 ^{※5} に対して、届出を行う必要があります。	
※3 消費者を含む不特定多数の者に対し販売するスーパーマーケット等で、事業者が消費者と同様の条件・立場でアロビーナマコやその加工品を購入する場合は、スーパーマーケット	

- ※3 消費者を含む不特定多数の者に対し販売するスーパーマーケット等で、事業者が消費者と同様の条件・立場でアワビ、ナマコやその加工品を購入する場合は、スーパーマーケット等は消費者と事業者を判別することは困難であるため、譲渡し記録の作成・保存及び情報の伝達は不要です。
- ※4 専ら消費者に対し、販売又は提供する事業者の場合は、届出は不要です。
- ※5 届出先の行政庁は以下のとおりです。

事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫が一の都道府県の区域内のみにある事業者 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫が複数の都道府県にある事業者

都道府県 農林水産省

問合せ先 水産庁加工流通課 TeLO3-3502-8111 (内線6683)

